

「国道413号の強靱化に関する協定」を締結しました

本市と山梨県は、「国道413号の強靱化に関する協定」について、次のとおり締結しましたのでお知らせします。

- 1 協定名 「国道413号の強靱化に関する協定」
- 2 締結日 令和2年7月7日(火)



締結式の様子(左から、山梨県知事 長崎幸太郎氏、相模原市長 本村賢太郎)

3 協定締結の対象範囲(別紙2参照)

国道413号【国道138号交差点(山梨県南都留郡山中湖村平野地内)から国道412号交差点(相模原市緑区青山地内)まで】

4 連携の内容

- (1) 災害、通行規制、道路状況等の情報共有に関すること。
- (2) 災害時の道路啓開や早期復旧に関すること。
- (3) 道路防災・減災対策事業の推進に関すること。
- (4) 関係機関への要望活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的に沿うこと。

問合せ先
道路計画課(計画班)
電話 042-769-8374

国道413号の強靱化に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と相模原市（以下「乙」という。）は、一般国道413号の強靱化に関する相互の連携協力について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、一般国道413号が両県市にとって住民生活や物流・経済活動等を支える重要な道路であることに鑑み、災害発生時にもその機能を迅速に回復する、強くしなやかな道路となるよう、甲及び乙が相互に連携することを目的とする。

（対象範囲）

第2条 この協定が対象とする範囲は、一般国道413号において、一般国道138号交差点（山梨県南都留郡山中湖村平野地内）から一般国道412号交差点（相模原市緑区青山地内）までとする。

（連携の内容）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携協力するものとする。

- （1）災害、通行規制、道路状況等の情報共有に関すること。
- （2）災害時の道路啓開や早期復旧に関すること。
- （3）道路防災・減災対策事業の推進に関すること。
- （4）関係機関への要望活動に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、本協定の目的に沿うこと。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲及び乙は随時情報を共有し、具体的な連携内容、推進方法、役割等について、適宜協議し、及び取り決めるものとする。

（災害時の応援要請）

第4条 甲又は乙は、前条第1項第2号の道路啓開や早期復旧について相手方に応援を要請する場合、文書により行うことを原則とするが、これが困難な場合は口頭により要請を行い、後日速やかに文書による要請を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 前条の規定に基づく応援要請に要する費用は、原則として協力を要請したものが負担するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のいずれかから文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、甲または乙が締結している他の相互協力に関する協定等を妨げるものではない。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年7月7日

甲 山梨県知事 長崎 幸太郎

乙 相模原市長 本村 賢太郎

「国道413号の強靱化に関する協定」対象区間



※1 出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp>)
※2 地理院地図を加工して作成